

第1回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：令和2年5月18日（月）17：00～17：35
2. 場 所： 中央合同庁舎8号館8階特別大会議室
3. 出席者：

主宰	西村 康稔	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
主宰	梶山 弘志	経済産業大臣
構成員	加藤 勝信	厚生労働大臣
同	伊東 良孝	農林水産副大臣（代理出席）
同	御法川 信英	国土交通副大臣（代理出席）
同	中西 宏明	日本経済団体連合会会長
同	三村 明夫	日本商工会議所会頭
同	神津 里季生	日本労働組合総連合会会長

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) 「未来を拓くパートナーシップ構築」の趣旨と取組について
3. 閉会

(資料)

- | | |
|-------|----------------------------|
| 資料1 | 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議の開催について |
| 資料2 | 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議運営要領（案） |
| 資料3-1 | 内閣府・中小企業庁 提出資料 |
| 資料3-2 | 「パートナーシップ構築宣言」のひな形（案） |
| 資料3-3 | パートナーシップ構築宣言公表要領（案） |
| 資料4 | 御法川国土交通副大臣 提出資料 |
| 資料5 | 神津里季生議員 提出資料 |
-

(概要)

○西村担当大臣 ただいまから第1回「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を開催する。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、テレビ会議としている。

本会議の趣旨は、お手元の資料1にお配りをしている。また、今後の会議の運営については資料2の運営要領(案)に基づいて行いたい。御異議ないか。

御異議がないということで、議事に入りたい。

(報道関係者入室)

○西村担当大臣 それではまず、梶山経産大臣から御挨拶をお願いします。

○梶山経済産業大臣 新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、我が国の経済は大変大きな影響を受けている。このような厳しい経済状況の下では、リーマンショック時のような取引条件のしわ寄せが懸念をされ、それを防ぐためには取引適正化を進める必要がある。また、依然として中小企業では人との接触機会を減らすテレワークが普及していない。このため、取引先が連携してテレワークの導入や共通取引基盤EDIの構築を進めていく必要があると考えている。

今年の2月、三村会頭を座長とする賢人会議において中間報告を取りまとめいただいた。賢人会議では、個社による自主行動の宣言を通じた取引適正化、サプライチェーン全体での付加価値向上の取組やオープンイノベーションなどの連携の促進など、大企業と中小企業の共存共栄の重要性が打ち出された。

本日の会議では、厳しい経済状況を乗り越えるためにも、自主行動宣言の仕組みにより、大企業と中小企業の新たなパートナーシップを構築したいと考えている。

こうした厳しい状況にあっても、大企業と連携して新たに人工呼吸器の量産に取り組む事例や、地域の生活を支えるため、学校休校の中、商店街に新しく託児施設を設置する事例など、中小企業の強みを生かした取組が進んでいる。

今回の宣言ではこのような動きを後押しするため、取引適正化だけではなく、企業間の連携促進やIT実装支援なども盛り込みたいと考えている。

私と西村大臣、力を合わせて取り組んでいくので、本日御参加のメンバーにおかれども、ぜひとも御協力をお願い申し上げます。

○西村担当大臣 それでは、私からも一言申し上げます。

まず、今回の新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の実施に当たって、国民の皆様はもちろん、本日お集まりの産業界、労働界の皆様には大変な御不便、御負担、御苦勞をおかけしている。本当に大きな、多大な御協力をいただいていることを改めて感謝申し上げます。

その上で申し上げます、そういう今だからこそ未来を拓くパートナーシップの構築

を推進する本会議の開催は大変意義があるものと考えている。

本日は厚生労働、農林水産、国土交通といった業所管担当大臣、副大臣にも御参加をいただき、足元の感染症による影響への対応に加えて、未来への取組の方向性を官民挙げて示していきたいと考えている。

会議の取組であるサプライチェーン全体の取引適正化については、過去の経済危機後に生じた価格低減圧力を防止するとともに、企業の皆様が明日の売上げをしっかりと見込み、そして従業員の方々の雇用機会や人件費を確保できるなど、日本経済を持続的な成長軌道へ戻し、経済の好循環を継続していくためにも不可欠である。

また、昨今の情勢を受けて、今も梶山大臣から話があったテレワークの活用等の動きが一部中小・小規模事業者の間でも進んできている。「新しい生活様式」が浸透し、取引や働き方が変わっていく中で、将来の感染症リスクに対して強靱な経済構造を構築させることはもとより、このパートナーシップの内容自体も不断に進化を続けていくことを期待している。

こうした観点をこの場で共有しながら、梶山大臣と共に、関係省庁・関係大臣と共に取組を進めていきたい。

続いて、本会議を開催するに当たり、その経緯となる取組を先行して進めてこられた三村会頭から御挨拶をお願いします。

○三村会頭 日本経済の強さは、大企業と中小企業が互いに支え合うことにある。それはあたかも大・中・小の石が固く組み合わさり、風雪に耐える「石垣」の強さに似ている。ただ、この石垣も修復・再構築すべき時期が来た。

賢人会議では、Society5.0の時代に、我が国が国際競争力を高めるためには、大企業と中小企業が協力し、「新たな価値を創造する」こと、そして「適正な取引価格の実現」により、サプライチェーン全体で「新たな共存共栄関係」を構築することが必要であるとの結論に達した。

まず、「新たな価値の創造」に向け、第一に、系列や業種を超えた「オープンイノベーション」を推進する必要がある。異業種との連携が新たなビジネス機会を創造するものと、大企業も中小企業も大いに期待している。そのためには、中小企業の知財やノウハウの保護を図る必要がある。

第二に、頂点企業が、Tier1のみならずTier2以下をも含むサプライチェーン全体の競争力向上を自らの課題と考え、中小企業のデジタル化を支援することが必要である。

他方、「取引価格の適正化」については、中小製造業では20年以上にわたり実質労働生産性を大企業並みの3～5%伸ばしている。ところが、価格転嫁が十分できず、付加価値が減少し、結果として名目労働生産性の伸びが1%にとどまり、設備投資や人件費の引上げが困難な状況が続いている。特にリーマンショックや超円高などで大企業の経営環境が著しく悪化したときは、取引価格の「中小企業へのしわ寄せ」が発生し、現在でも解決していない。今回のコロナ禍で同様の状況に陥るのを防がねばな

らない。

賢人会議では、「発注者と受注者の間」及び大企業の「経営層と購買部門の間」に、このような取引価格の実態についての認識ギャップが存在することを確認した。この2つのギャップを埋め、経営者の意思が組織の末端にまで行き渡るよう、経営者による「自主行動宣言」で取引の適正化を進め、不合理な取引条件や慣行については「振興基準」に基づいた指導・助言を通じて是正し、共存共栄関係を築いていくことが必要と考える。また、宣言の実効性を確保するための工夫も、ぜひともお願いしたい。

その際、「イメージ戦略」も大事である。「ロゴマーク」の作成など広報の徹底や、宣言した事業者がホームページや名刺等で自社の取組をPRできる仕組みをお願いしたい。

この会議での議論を通じて、実効性ある具体策と、その実行、検証をお願いしたい。

(プレス退室)

○西村担当大臣 それではまず、会議の趣旨、取組を事務方より説明させる。

中企庁長官、お願いします。

○前田中小企業庁長官 資料3-1、1ページの一番左の箱にあるとおり、徐々に取引上のしわ寄せが増えてきているという報告を受け、大変懸念している。

また、その横の箱に記載しているが、テレワークについて、大企業に比べて中小企業は随分遅れている。

一方、右側に記載したが、この困難な時期に、大企業と組んで、オープンイノベーションを進めるといった中小企業も現れてきている。さらには、現場の知恵を使って、地域活動を支える中小企業も出てきている。今後、経済を成長軌道に復帰させるためのヒントが、こうした取組の中にあるのではないかと考えている。

資料の4ページ、左側は中小製造業の表である。上の薄いピンクが実質労働生産性、下の色のついたところが価格転嫁力指標である。2005年から2009年、いわゆるリーマンショックが起こった時期に、一人当たり名目付加価値額、いわゆる労働生産性は、マイナス1.4%となっている。これは、実質労働生産性を価格転嫁力指標が大きく下回ったことによるものである。この時期以降、価格転嫁力指標は、大きくは回復していない。今回の感染症ショックの後に、同様あるいはそれ以上の価格転嫁力指標が低迷するのではないかとということが大変懸念される。

7ページ、三村会頭を座長とした賢人会議の中間報告にも盛り込まれているが、今回、国土交通省の「ホワイト物流」推進運動を参考にして、大企業と中小企業の共存共栄に向け、各企業がパートナーシップ構築宣言を作成、公表する仕組みを導入したいと思っている。サプライチェーン全体で共存共栄を図ることや、「振興基準」の遵守、特に、取引適正化の重点5分野を、代表権のある者の名前で宣言をする。宣言は、

ポータルサイトで一覧的に掲載をし、公表をする。2020年度下期の取引の価格交渉がまとまる本年8月に向けて、宣言の作成の働きかけを大に行っていく。

また、振興基準に違反して、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、宣言を履行していないと認められる場合には、ポータルサイトへの掲載を取りやめることによって宣言の実効性を担保したいと思う。

最後に16ページ、宣言の作成をお願いしたい主な業種を整理した。自動車・自動車部品から飲食サービスまで、多様な業種に働きかけを行っていきたいと考えている。

○西村担当大臣 続いて、本会議の取組であるパートナーシップ構築のための自主行動宣言の仕組みの創設について、参考となる事例の紹介を御法川国交副大臣にお願いしたい。

○御法川国土交通副大臣 国民生活や経済を支えるトラック運送業について、「ホワイト物流」推進運動を含む取引環境の適正化に向けた取組を御紹介させていただきたい。国交省が用意した資料4に従って御説明をさせていただきたい。

1ページ目、トラック運送業では長年、コストに見合う適正な水準の運賃が収受できていなかったために、ドライバーの賃金水準は全産業平均に比べて低く、長時間労働の状況と相まって近年の人手不足を招いており、このまま放置すれば、我が国経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念をされている。

この長年の課題を解決するために、荷主や元請事業者の理解と協力が不可欠であり、荷待ち時間などを短縮し生産性を向上させる、取引環境を適正化するなど、関係者連携による総合的な取組が必要である。

2ページ目、そのために国土交通省ではまず平成29年に荷主と元請・下請のトラック事業者の間の取引のガイドラインである標準運送約款の改正を行い、積卸作業、待機時間等の対価を運賃とは別に料金として収受できるような環境の整備を行った。

また、約款の改正だけでは実効性が十分に得られないということで、資料の3ページであるが、一昨年末に議員立法により貨物自動車運送事業法が改正をされ、荷主を所管する関係省庁と連携をして荷主へ働きかける制度、国土交通大臣が望ましい適正な運賃水準を「標準的な運賃」として告示する制度等の創設が行われた。

4ページ目、更に、「自主行動宣言」の提出・公表を骨子とする「ホワイト物流」推進運動を進めることにより、荷主、元請事業者による自発的取組を促して、一般の消費者の理解、そして協力も得られるよう努めているところである。

「ホワイト物流」推進運動には、令和2年3月末までに924社より参加表明があり、取引先との連携、創意工夫による取組を「自主行動宣言」として提出いただいている。本運動への理解がさらに深まるよう、今日御臨席の皆様方のさらなる御理解、そして御支援をよろしくお願いしたい。

○西村担当大臣 続いて、この取組に関して皆様より御意見をいただきたい。まずは経済界、労働界の皆様からお願いする。

○中西会長 もともとこのベースである、三村会頭が御説明になった価値創造企業に関する賢人会議の中間報告を私もじっくり読ませていただいて、大変意義の深い、新しい価値をつくっていくということで、日本の産業の競争力を高めていくという方向性が明快に出ている中間報告であったと認識している。

しかし、具体的な行動に移すためには、下請取引の適正化というのとは一番最初に具体的な課題として出てくるということは理解できるので、この宣言の推進について、経団連としても取り組んでいきたいと思うし、あわせて、ここの中で幾つも課題が出ているオープンイノベーションやサプライチェーン全体での共存共栄関係という意味で、いろいろな価値を共につくり上げていくという動きをしていくことも同時に大変重要だと思っている。

経団連として、デジタルトランスフォーメーション、そういう提言を最近発表したばかりであり、その方向性ともぴたっと一致するもので、これをしっかり進めていくということが大事だと思う。

今から、まさにコロナに起因する経済的な危機が訪れてくると思っているので、危機こそチャンスに変えるという意味で、この会議の推進に全面的に協力させていただきたいと思っている。

○神津会長 私のほうからは3点申し上げたい。

1点目は、付加価値適正分配の重要性についてである。連合として、いわゆる春闘、春季生活闘争において、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配を掲げて、取り組んでいる。

お手元の資料の1ページにあるように、今年の2020闘争に至るここ数年の取組により、大手追従・準拠というところから、自らが求める賃金水準の実現へと、格差是正の動きが前進をしてきている。

しかしながら、資料の2ページに見られるように、この20年間で広がってしまった大手と中小の大きな賃金格差の抜本的な改善には至っていないというのが実態である。この根深い構造をあるべき姿に転換していく営みを、最低賃金の引上げの取組と共に堅持していかなければならないと思う。その下で、取引の適正化は不可欠である。

加えて、価格決定の適正化が民間企業間の取引だけではなくて、公契約においても同様である。受注者がそこで働く労働者に対し適正な賃金を支払える取引価格とすべきである。

2点目であるが、新型コロナウイルス感染症対策における補強の観点である。新型コロナウイルス感染症対策の影響は、相対的に経営基盤の弱い中小、零細企業を直撃している。基盤の強化が極めて重要である。

事態の克服には、日本の99%を占める中小企業の基盤強化なしには実現できない。惜しめない財政支援が不可欠だ。また、影響の甚大な業種のサプライチェーンには特段の対応が必要である。理不尽な取引が生じないよう十分に監視をする必要がある。

さらに、企業の持続性や雇用を維持していくためにも、健全な労使関係が重要である。今次春季生活闘争において既に解決をした組合では、協議を通じて現状認識を共有し、そして経営陣によって示された回答がこの厳しい状況下を乗り切るための土台となっている。

加えて、国民や消費者の意識改革も必要である。感染防止対策の長期化が見込まれている中、医療従事者はもとより経済社会を維持するために働いている方々の安全対策の徹底と偏見差別の抑止についても改めてお願いをしておきたい。

最後、3点目であるが、各地方における取組の強化である。連合には48の構成組織と全国47都道府県の地方連合会がある。今回の取組は、産業、地域経済両方に関わる重要事項であり、連合組織を通じて周知徹底に努めてまいりたい。

各地方連合会においては、地域の活性化と課題解決のための中心軸となっていく新たな枠組みとして連合プラットフォームを順次立ち上げている。その機能を生かして、各地域において本会議の趣旨を浸透させてまいりたい。各地域における力合わせもよろしく願いたい。

○三村会頭 2つ申し上げる。

まず、宣言文の中にある「振興基準の遵守」の取引の対象範囲について、下請振興法の下請取引だけに限らず、幅広く対象にしたほうがよいのではないかと考える。なぜならば、多くの企業は「購買者」であると同時に「サプライヤー」でもある。2つの立場を持っている。したがって、広く捉えたらどうかと考える。

2番目であるが、「ホワイト物流推進運動」の賛同企業は現在924社もあり、大したものだと思うが、このように参加者はできるだけ広いほうが良い。日商としても全国にいる主要な会員企業に宣言への参加をぜひとも働きかけたいと考えている。

この「パートナーシップ」というのは、私は「SDGs」の精神そのものだと考える。経団連の中西会長からも力強いお言葉があったが、ぜひともできるだけ多くの大企業にも、この運動に参加していただきたいと思っている。

○西村担当大臣 続いて、出席閣僚の皆様から御発言をいただきたい。

○加藤厚生労働大臣 国民生活を支え、また雇用を支える観点からも、中小企業の事業継続は大変重要な課題である。そういった意味でも、会議の趣旨とこの取組の方向性がより広い業種に浸透していくよう、所管大臣としても協力をさせていただきたい。

私どもの所管業種としては、建物サービス、いわゆるビルメンテナンス業がある。この業種は空気環境の測定、飲料水、排水の管理、清掃等といった複数の専門的な業種に細分化され、場合によっては大手のビルメンテナンス事業者からそれぞれの専門業者に業務の一部を委託されるケースもある。

委託の場合は、仕様書等の明確化、契約条件の書面交付といった下請事業所への配慮が重要であり、ビルメンテナンス業界においても自主行動宣言を公表していただき、親事業者と下請事業者相互が適正な利益を得るといふ、この共存共栄の関係を築いて

いただきたい。

また、業務用清掃ロボットの実用化の取組も進められている。人手不足も深刻化している。一日も早い実用化が進むよう、期待をしている。

また、地方のビルメンテナンス事業者においては、民間物件が少ないため官公需への依存度が高くなっている。官公需における適正な発注業務が行われるよう、厚労省としてもガイドラインを策定しており、業界団体とともに周知に努めていきたい。

今、新型コロナウイルス感染症の対策において、室内の換気が非常に重要である。そういった意味においても、建物内の空間の環境をしっかりと維持していただく。そういった意味においても、ビルメンテナンス事業の役割は大変大きなものがある。そうした業界において、多くの事業者に自主行動宣言をしていただき、厚生労働省としても業界共々一体となって取り組んでまいりたい。

○伊東農林水産副大臣 農林水産業及び食品産業を所管する農林水産省を代表して、一言申し上げたい。

我が国では現在、食品産業の企業が全国に77万社あり、数的にはその99%を中小企業が占めている。また、農業従事者は140万人、林業従事者が4万5000人、さらに漁業従事者が15万2000人おり、これらの農林漁業者の皆様によって食料の生産基盤が担われている。

現在、新型コロナウイルスの影響により、農林漁業者や食品企業は需要の大幅な減少や労働力不足等の問題に直面している、緊急経済対策に盛り込んだ施策により、農林水産省としても事業継続を全力で支援してまいりたい。

これに加えて、今回の会議で議論されているように、農林漁業者や中小の食品企業が取引上、一方的な負担を押しつけられることのないように、関係省庁と連携して取引の適正化に努めてまいりたい。

また、国民の皆様には食料を安定的に供給していくことは国家の最も基本的な責務であるので、こうした取組を通じて食料安全保障を確保し、国民の生活基盤を守ってまいりたい。

○御法川国土交通副大臣 国土交通省の所管業界においても、新型コロナウイルス感染症の影響で、中小企業をはじめ多くの企業が苦しい環境にあることを踏まえると、サプライチェーン全体の取引関係の適正化は非常に重要であると考えている。

トラック運送業においては、ドライバーの労働条件を改善し、安定的かつ持続的な物流を確保するための環境整備に着実に取り組むことが不可欠である。

先ほど紹介した「ホワイト物流」推進運動に加え、一昨年末に改正された貨物自動車運送事業法の適切な施行・運用などあらゆる施策を総動員し、荷主と運送事業者の取引の適正化が進むよう取り組んでまいりたい。

建設業においても、下請取引の適正化や適正な受注を徹底しているところである。本年3月には公共工事設計労務単価を8年連続で引き上げており、この引上げが現場

の技能労働者の賃金水準上昇という好循環につながるよう、建設業団体のトップに対して、適切な請負代金での契約を要請しているところである。

また、コロナウイルスの感染拡大防止に伴う工事の一時中止においても、元請、下請間の取引の適正化に一層徹底をするよう求めているところである。

所管業界における働き方改革や生産性向上に資する取組がより一層促進されるよう、大企業、そして中小企業のますますの関係の構築に対する御理解、御協力をよろしくお願ひしたい。

○西村担当大臣 最後に、梶山大臣から御発言をいただきたい。

○梶山経済産業大臣 本日は、それぞれのお立場からの御意見、そして御議論に感謝申し上げます。

取引条件のしわ寄せ防止や、事業継続の環境を整備するパートナーシップ構築宣言は、感染症の影響を最小化する観点からも大変重要な取組であると考えている。

経済産業省としても、本年度下期の取引条件が固まる8月に向けて、一社でも多くの企業に宣言をしていただけるよう、製造業や情報産業をはじめ所管業界に働きかけてまいりたい。中西会長、三村会頭、神津会長、関係大臣におかれては、御協力をよろしくお願ひしたい。

三村会頭から御提案があった宣言企業が使用できるロゴマークについては、パートナーシップ構築に取り組む企業の見える化につながる。早速作成を進めたい。

また、会頭から幅広い取引企業を対象にしてはどうかとのお話もあった。宣言の趣旨を踏まえて、何ができるか考えてみたい。

パートナーシップ構築宣言を通じて、感染症下での中小企業の事業継続を後押しするとともに、感染症克服後の未来も切り拓いていきたい。

○西村担当大臣 このパートナーシップ構築宣言のひな形及びパートナーシップ構築宣言公表要領については、本日の御意見を踏まえつつ、梶山大臣と私に御一任いただければと思う。

当面、このコロナ感染拡大防止と段階的な社会経済活動の引上げ、この両方の視点からの御協力をよろしくお願ひする。また、そうした視点を踏まえて、今後さらなる深化をしていければと思う。

最後に一つだけ御紹介したい。社会保険システムの電子化についてである。これは電子申請を進めており、4月1日から開始されている。窓口に行かなくてもいい、あるいは押印をしなくてもいいということで、中小企業の実産性向上に資する取組の好例である。まさに政府もこういったデジタル化を進めていかなければいけないと思うので、こういったことを通じて中小企業の実産軽減も図っていければと考えている。

それでは、本日はこれにて閉会する。